

令和3年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料（2月10日）

建設委員会・分科会

【議案関係】

- | | | |
|---------|--|-------|
| ○ 道 路 課 | 秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部
を改正する条例案について | ・・・ 1 |
| | 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案に
ついて | ・・・ 3 |
| ○ 建築住宅課 | 秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例
の一部を改正する条例案及び秋田県建築物エネルギー
消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部を改正す
る条例案について | ・・・ 7 |

秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

令和3年2月10日
道 路 課

1 改正理由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）による道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正により、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定める等の必要がある。

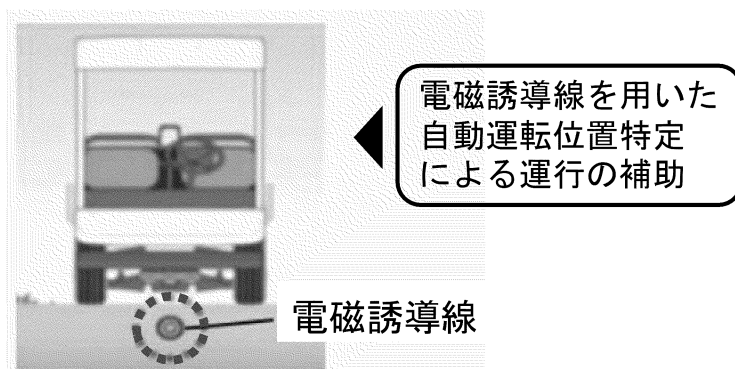
2 改正内容

- （1）交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を加えることとする。（第33条関係）
- （2）歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めることとする。（第44条の2関係）
- （3）その他所要の規定の整理を行うこととする。

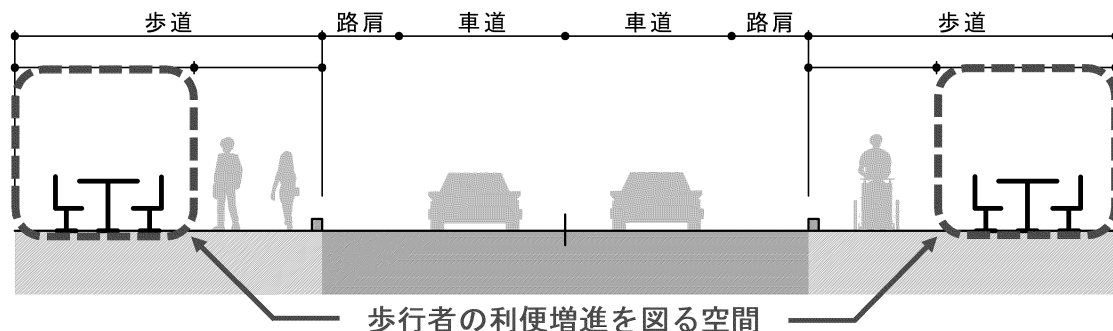
3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

【参考①】道路附属物として自動運行補助施設を新たに規定



【参考②】歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を新たに規定



新	旧
目次 第二章 道路の構造の技術的基準（第二条―第四十四条の二） 略 第三十三条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。 （交通安全施設） 第四十四条の二 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、第四十七条に規定する基準に適合する構造とするものとする。	目次 第二章 道路の構造の技術的基準（第二条―第四十四条） 略 第三十三条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。 （交通安全施設）

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

令和３年２月１０日
道 路 課

１ 背 景

道路法等の一部を改正する法律（令和２年法律第３１号）により、自動運転技術の実用化に向け、電磁誘導線等の自動運行補助施設が道路の附属物として位置付けられ、当該施設を道路管理者以外の者が設置することも想定されることから、占用許可対象物件としても追加された。

２ 改正理由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和２年政令第３２９号）による道路法施行令の一部改正により、自動運行補助施設による道路の占用に係る占用料の額を定める必要がある。

３ 改正内容

- （１）自動運行補助施設による道路の占用に係る占用料の額を定めることとする。
（別表関係）
- （２）その他所要の規定の整理を行うこととする。

４ 施行期日

この条例は、令和３年４月１日から施行することとする。

略	略	設
略	略	略
	略	
略	つき 一年	ー トル に
略	略	略
略	略	
略	略	

略	略	設
略	略	略
	略	
略	つき 一年	ー トル に
略	略	略
略	略	
略	略	

号	法第三十二 条第一項第四 に掲げる施																																										
		その 他のもの																																									
			の	も	る	け	設	に	下	地	の	も	る	け	設	に	空	上	柱 類	その 他の もの	る 標 示 柱	を 表 示 す	通 の 状 況	造 又 は 交	道 路 の 構	線 類	他 の	そ の															
一平方メ	占用面積											つき 一年	一平方メ	占用面積											き 一年	一本につ																	
九一〇	九一〇	二七〇																				四六〇											七三〇										
七六〇	七六〇	二三〇																				三八〇											六一〇										
六八〇	六八〇	二〇〇																				三四〇											五四〇										

法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施	
一平方メ	占用面積
九一〇	
七六〇	
六八〇	

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		別表（第二条関係）	
		占用物件	
旧		別表（第二条関係）	
		占用物件	
新		単位	
旧		単位	
新		占用料	
旧		占用料	

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案及び秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

令和3年2月10日
建 築 住 宅 課

1 改正理由

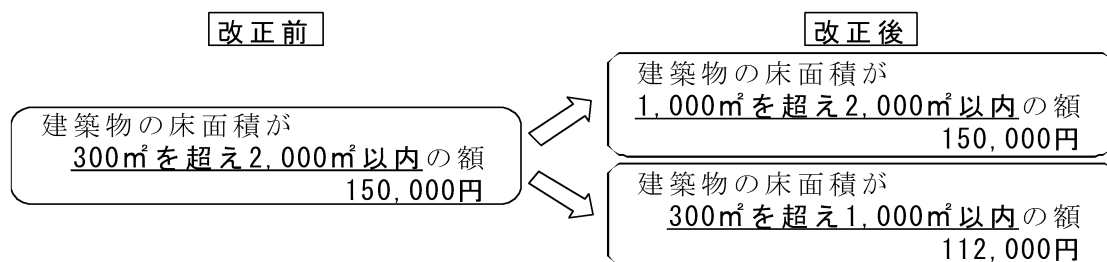
建築物省エネ法^{※1}の改正により省エネ性能適合性判定を必要とする建築物の規模要件が細分化されたことを踏まえ、関係する条例の手数料の額を改正する必要がある。

2 改正内容

低炭素建築物認定手数料徴収条例^{※2}及び建築物省エネ判定手数料徴収条例^{※3}に定める手数料について、国から示された面積区分に応じた額に改めることとする。

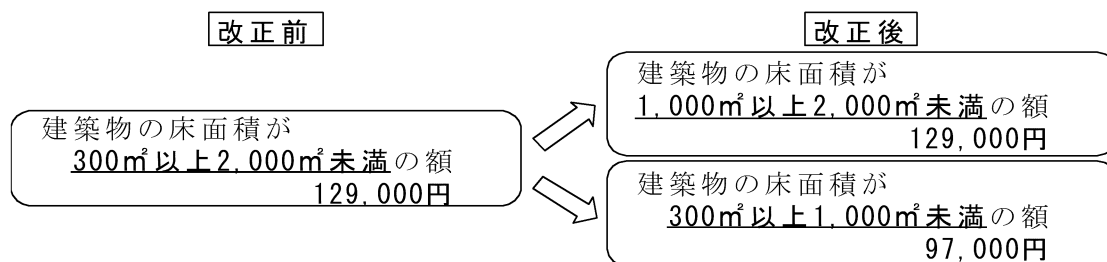
(1) 低炭素建築物認定手数料徴収条例^{※2}

(例) 低炭素建築物新築等計画（非住宅建築物）の認定手数料の額



(2) 建築物省エネ判定手数料徴収条例^{※3}

(例) 建築物エネルギー消費性能適合性判定（非住宅建築物（工場等を除く））手数料の額



3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとする。

凡例

※1 建築物省エネ法：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

※2 低炭素建築物認定手数料徴収条例：秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例

※3 建築物省エネ判定手数料徴収条例：秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例

備考 この表において「適合証」とは、第二条第一項第三号又は第四号に掲げる認定の申請の場合にあつては向上計画又は変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十五条第一項各号（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを、第二条第一項第五号に掲げる認定の申請の場合にあつては建築物に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを、それぞれ知事が認める者が証する書類をいう。	七 四	三	二
	略	千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合
	略	二十九万二千元（適合証を提出する場合にあつては、二万二千元）	二十四万七千元（適合証を提出する場合にあつては、一万五千元）
備考 この表において「適合証」とは、第二条第一項第三号又は第四号に掲げる認定の申請の場合にあつては向上計画又は変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十条第一項各号（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを、第二条第一項第五号に掲げる認定の申請の場合にあつては建築物に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを、それぞれ知事が認める者が証する書類をいう。	略	十一万七千元（適合証を提出する場合にあつては、二万二千元）	九万七千元（適合証を提出する場合にあつては、一万五千元）
	略	略	略
	略	略	略

一	二	三	六
三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	三十二万三千円	略	略
二十四万七千円	略	略	略
九万七千円	十二万九千円	略	略

別表第三（第二条関係）

（表 略）

備考 この表において「適合証」とは、第二条第一項第三号又は第四号に掲げる認定の申請の場合にあつては向上計画又は変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十五条第一項各号（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを、第二条第一項第五号に掲げる認定の申請の場合にあつては建築物に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを、それぞれ知事が認める者が証する書類をいう。

別表第四（第二条関係）

一	略	略	略
---	---	---	---

一	二	五
三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	三十二万三千円	略
略	略	略
十二万九千円	略	略

別表第三（第二条関係）

（表 略）

備考 この表において「適合証」とは、第二条第一項第三号又は第四号に掲げる認定の申請の場合にあつては向上計画又は変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十条第一項各号（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを、第二条第一項第五号に掲げる認定の申請の場合にあつては建築物に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを、それぞれ知事が認める者が証する書類をいう。

別表第四（第二条関係）

一	略	略	略
---	---	---	---

2・3 (一)～(四) 略

4 法第三十五条第二項（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の手数料の額は、第一項第三号又は第四号に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項に定める額を加算した額とする。

5・6 略

別表第一（第二条関係）

一	二	三
三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	略
二万八千円	三万九千円	略
二万四千円	三万四千円	略

別表第二（第二条関係）

2・3 (一)～(四) 略

4 法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の手数料の額は、第一項第三号又は第四号に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項に定める額を加算した額とする。

5・6 略

別表第一（第二条関係）

一	二
三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	略
三万九千円	略
三万四千円	略

別表第二（第二条関係）

額に二分の一を乗じて得た額

(3) 前号(一)(3)に掲げる建築物 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住宅部分の床面積（変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

イ 非住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額）

(4) 前号(一)(4)に掲げる建築物 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額）

(二) 略

五 法第四十一条第二項の規定による建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定 申請一件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

額に二分の一を乗じて得た額

(3) 前号(一)(3)に掲げる建築物 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住宅部分の床面積（変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

イ 非住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額）

(4) 前号(一)(4)に掲げる建築物 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額）

(二) 略

五 法第三十六条第二項の規定による建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定 申請一件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

向上計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）

- (二) 法第三十四条第三項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）に関する事項（同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合の向上計画 当該向上計画に記載されている申請建築物等（同項に規定する申請建築物及び他の建築物をいう。以下同じ。）ごとに(一)に掲げる向上計画の認定の申請があつたものとみなした場合における(一)から(4)までに定める額を合算した額

四

法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項の規定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更(二)に掲げるものを除く。
。 次に掲げる変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 前号(一)に掲げる建築物 一万四千五百円（変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあっては、二千五百円）

- (2) 前号(二)に掲げる建築物 変更に係る建築物全体の住宅部分の床面積（変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める

向上計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）

- (二) 法第二十九条第三項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）に関する事項（同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合の向上計画 当該向上計画に記載されている申請建築物等（同項に規定する申請建築物及び他の建築物をいう。以下同じ。）ごとに(一)に掲げる向上計画の認定の申請があつたものとみなした場合における(一)から(4)までに定める額を合算した額

四

法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更(二)に掲げるものを除く。
。 次に掲げる変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 前号(一)に掲げる建築物 一万四千五百円（変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあっては、二千五百円）

- (2) 前号(二)に掲げる建築物 変更に係る建築物全体の住宅部分の床面積（変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める

いう。)の認定 申請一件につき 次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 次に掲げる建築物に係る向上計画 (二) に掲げるものを除く。
次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 一戸建ての住宅 (非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。) 二万九千円 (当該向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあつては、五千円)
- (2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの (以下「共同住宅等」という。) 又は複合建築物 (住宅部分に限る。) 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積 (当該向上計画が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分 (廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。) の床面積を除く。) に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額
- (3) 複合建築物 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積 (当該向上計画に係る住宅部分が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。) に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額 (当該向上計画に係る非住宅部分が同号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額) を合算した額
- (4) 非住宅建築物又は複合建築物 (非住宅部分に限る。)

いう。)の認定 申請一件につき 次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 次に掲げる建築物に係る向上計画 (二) に掲げるものを除く。
次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 一戸建ての住宅 (非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。) 二万九千円 (当該向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあつては、五千円)
- (2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの (以下「共同住宅等」という。) 又は複合建築物 (住宅部分に限る。) 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積 (当該向上計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分 (廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。) の床面積を除く。) に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額
- (3) 複合建築物 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積 (当該向上計画に係る住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。) に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額 (当該向上計画に係る非住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額) を合算した額
- (4) 非住宅建築物又は複合建築物 (非住宅部分に限る。)

新	旧
(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 法第十二条第一項又は第十三条第二項の判定 提出又は通知一件につき 次に掲げる法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) 非住宅建築物（非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）又は複合建築物の非住宅部分に係る確保計画（当該確保計画に係る非住宅建築物全体又は非住宅部分の用途が工場、倉庫その他知事が認めるもの（<u>（二）</u>において「工場等」という。）であるものに限る。） 確保計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該確保計画が法第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額） (二) 略 三 法第三十五条第一項の規定による法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」と	(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 法第十二条第一項又は第十三条第二項の判定 提出又は通知一件につき 次に掲げる法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) 非住宅建築物（非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）又は複合建築物の非住宅部分に係る確保計画（当該確保計画に係る非住宅建築物全体又は非住宅部分の用途が工場、倉庫その他知事が認めるもの（<u>（二）</u>において「工場等」という。）であるものに限る。） 確保計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該確保計画が法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額） (二) 略 三 法第三十条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」と

七 〃 四	三	
略	合 千平方メートルを超え、 二千平方メートル以内の場	
略	三十六万九 千円（適合 証を提出す る場合に あつては、二 万六千円）	千円）
略	十五万円（ 適合証を提 出する場合 にあつては 、二万六千 円）	六千円）

六 〃 三	二	
略	合 三百平方メートルを超え、 二千平方メートル以内の場	
略	三十六万九 千円（適合 証を提出す る場合に あつては、二 万六千円）	
略	十五万円（ 適合証を提 出する場合 にあつては 、二万六千 円）	

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		別表第二（第一条関係）		別表第三（第一条関係）	
一	略	二	三百平方メートルを超え、千平方メートル以内の場合	三	略
	略		略		略
	略		略		略
旧		別表第二（第一条関係）		別表第三（第一条関係）	
一	略	二	三百平方メートルを超え、千平方メートル以内の場合	三	略
	略		略		略
	略		略		略